

## 旧刑法条文のカタカナ

石井 久雄

### 要旨

刑法は、1995平成7年に「表記の平易化」として改正されるまで、文語であり、歴史的仮名遣い、カタカナ表記であった。その改正前刑法の条文について、カタカナがどのような語・形態を書き表しているか、しらべた。カタカナは、異なりが51、延べが7744で全文字の39.28%である。その全部を整理し、出現頻度がおおきい15字を中心として、つかわれかたを報告する。この15字で、カタカナの延べの90%にいたる。

1位「ノ」は97.4%が格助詞「の」をしてるものである。以下、

2位「ハ」は、係助詞「は」45.0%，接続詞「又は」40.9%，「若しくは」12.6%，

3位「ヲ」は、すべてが格助詞「を」，

4位「ニ」は、95.4%が格助詞「に」，

5位「ル」は、動詞「あり」およびそこから派生した形容動詞・助動詞などの連体形語尾73.2%，動詞・助動詞連体形靡き19.6%，

6位「シ」は、動詞「す」連用形66.5%，動詞四段活用連用形語尾20.0%，

7位「タ」は、97.8%が助動詞完了「たり」，

8位「ス」は、92.6%が動詞「す」活用形をしてし，

カタカナそれぞれに、おおむねひとつの語・形態に集中している。

こうした大要是改正後刑法と同様である。しかし、改正後のひらがな「る」がやはり出現順位5位でありながら、靡き85.8%という集中をみせていたのと、改正前の「ル」はことなる、といった内容のちがいがみられる。

## 1 問題および結果

刑法は、かつて、文語体、歴史的仮名遣い、カタカナ・漢字表記であったが、1995平成7年6月1日に「表記の平易化」として改正が施行され、口語体、現代仮名遣い、ひらがな・漢字表記となった。この1995年改正の直前・直後のものを、旧刑法・新刑法と称することとする。

前稿「刑法条文のひらがな」(本誌2号 pp.1-16)で新刑法をしらべたのにひきつづいて、旧刑法条文の仮名がどのような語にかかわっているか、しらべる。仮名と語とのかかわりを口語体から文語体に拡張するこころみである。とりあえずの文語体として、つい先日まで現にいきていた、しかも同様の法文がなおいきつづけている、漢文の訓み下しのようなものをえらんだことになる。

今回しらべた結果をここにあらかじめまとめるならば、旧刑法条文と新刑法条文とにおいて、よくあらわれる仮名は同様である。しかし、むすびついている語・形態はかならずしもおなじくなく、また、ある仮名と語・形態とのむすびつきは旧刑法のほうがふかい。

旧刑法において、「其」などに漢字があてられて仮名表記の語がすくなく、また、「於て」などに送り仮名をほどこさない、こうした結果として、ある仮名と語・形態とのむすびつきがつよくなることは、理解することができる。しかし、新刑法と旧刑法とで同様の仮名がよくあらわれている理由は、簡単には納得することができない。新刑法のひらがなとを対比させて、形態論的ないし語彙論的に検討することは、今回は、紙幅がゆるす範囲にとどめる。

## 2 概要

旧刑法の条文は、主として  
判例六法編集委員会（1994） 模範六法1995平成7年版。三省堂。  
により、また本稿末尾にあげる刑法改正関係書目を参照する。

調査対象は、旧刑法の条文の本体である。前言・目次・附則などを調査対象とせず、編・章・条・項・号の初頭にあって順序をしめす部分、および編・章の見出しも、調査対象としない。条文が「削除」となっているものはその「削除」をとりあげず、すなわちその条・号などの全体を調査対象からはずす。

また、旧刑法の次の条・項は、新刑法に改正されるに際して削除された。こ

これらは、新旧の対比を簡明にするために、とりあげない。

第40条、第200条、第205条第2項、第218条第2項、第220条第2項

旧刑法の次の条・項は新刑法でそれぞれ2項に分離され、

第51条、第92条、第244条第1項

次の号は3号に分離された。

第32条第3号

これらは、形式がことなっても内容が共通するので、とりあげる。新刑法で追加された条ではなく、項・号の追加も、この分離にかかわるほかは、ない。

ここに調査する旧刑法は、したがって、当然、新刑法と同じく全体が2編53章272条からなる。第2項以下がない条の条文も第1項とみなすならば、項数は全体で381である。第2項をとりあげないこととした条は、1項で構成されるものとする。また、号は13条の13項にあり、号数は合計で62である。第2条は第1号が削除されて第2—7号がのこり、6号で構成される条とみなす。

1項で構成される条の数	185	2号で構成される条・項の数	1
2項	72	3号	5
3項	12	4号	3
4項	2	5号	1
8項	1	6号	2
		16号	1

この条文にあらわれる文字は、字種ごとにまとめると、次のようにある。

カタカナ	異なり	51 ( 6.65%)	延べ	7744 (39.28%)
漢字		715 (93.34)		11970 (60.71)
合計		766		19714
記号		1		159

記号は、語句を並立させたときに区切りとしてもちいた読点であり、後に引用する条文のうちに事例をみることができる。文の句読点や括弧類はみられない。繰り返し符号や長音符号もみられない。

条文は、項ないし号があらたまるごとに改行され、それを段と称するならば、全体で項数381と号数62とをくわえて、443段あることになる。号の群は、項の中途におかれることはなく、項の最後にまとめられている。段・項・条のひ

とつあたりの文字・記号の数は、平均して次のようにある。

1段	文字数	44.50	記号数	0.35
1項	1. 16段	51.74		0.41
1条	1. 40項	1. 62段	72.47	0.58

カタカナの全体は、次ページの一覧のようであり、カタカナのみでの累積出現頻度・比率は、次のようである。

順位 累積頻度 累積比率

1位	957度	12.3%	6	4871	62.9
2	1897	24.4	8	5777	74.5
3	2780	35.8	10	6348	81.9
4	3513	45.3	15	7008	90.4
5	4237	54.7	51	7744	100.0

本稿をとおして、小数の数値は、しめした部分の下位を切り捨ててある。したがって、合計100%が期待される記述においても、しめした数値を加算して100%になることはまれである。

なお、旧刑法は、濁音のカタカナの一部に濁点をほどしている。すなわち、旧刑法は、1908明治41年に施行されてから新刑法にいたるまでに、12回の改正をへ、その第4回である1953昭和28年の改正から、濁点をほどこすようになった。たとえば、第29条は、第1項第4号が改正されたので「ザリ」に濁点があり、第2項は1995年までに改正されていないので「ズ」に濁点がない。次の引用では第1項第1-3号を省略し、そこに濁点は関係しない。

第二十九条 左ニ記載シタル場合ニ於テハ仮出獄ノ処分ヲ取消スコトヲ得  
四 仮出獄中遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリシトキ

2 仮出獄ノ処分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日数ハ刑期ニ算入セス

このような濁点をそのまま処理することには、言語学的な意義はない。次ページの数値は、濁点があるべきところには濁点があるものとして、つまり現在の仮名のありかたにしたがって、算出したものである。ここに引用した第29条第2項の「ズ」は、カタカナ「ス」ではなく、「ズ」に算入してある。

しかし、また、濁点をまったくほどこさないのも、仮名のありかたのひとつであるから、その観点から集計をして、後にかかげる。

カタカナ一覧

凡例 カタカナ全体のうちでの出現順位 カタカナ 出現頻度  
 文字全体のうちでの出現千分率  
 例 「ア」は32回出現して文字全体の1.62%を占め、  
 カタカナ全体のうちで25位である。

25 ア	32					39 エ	3	
	1.62						0.15	
47 カ	1	11 キ	240	12 ク	129	25 ケ	32	15 コ
	0.05		12.17		6.54		1.62	80
41 ガ	2	47 ギ	1			41 ゲ	2	
	0.10		0.05				0.10	
29 サ	17	6 シ	634	8 ス	451	14 セ	103	
	0.86		32.15		22.87		5.22	
20 ザ	53	19 ジ	59	17 ズ	76	30 ゼ	14	
	2.68		2.99		3.85		0.71	
7 タ	455			47 ツ	1	10 テ	277	9 ト
	23.08				0.05		14.05	294
35 ダ	5			41 ヅ	2	34 デ	8	
	0.25				0.10		0.40	
24 ナ	39	4 ニ	733			47 ネ	1	1 ノ
	1.97		37.18				0.05	957
2 ハ	940	30 ヒ	14	27 フ	24	33 ヘ	10	38 ホ
	47.68		0.71		1.21		0.50	4
35 バ	5	23 ビ	44	47 ブ	1	41 ベ	2	
	0.25		2.23		0.05		0.10	
41 マ	2	41 ミ	2	28 ム	19	16 メ	78	21 モ
	0.10		0.10		0.96		3.95	47
				35 ュ	5			2.38
					0.25			32 ョ
18 ラ	71	13 リ	108	5 ル	724	22 レ	45	
	3.60		5.47		36.72		2.28	
							3 ヲ	883
								44.79
							39 ヌ	3
								0.15

拗音などをあらわす小字はあらわれていない。

## 清濁を合併したカタカナ一覧

24 ア	32						31 エ	3	
		1.62						0.15	
32 カ	3	11 キ	241	12 ク	129	23 ケ	34	15 コ	80
		0.15		12.22		6.54		1.72	4.05
18 サ	70	6 シ	693	7 ス	527	13 セ	117		
		3.55		35.15		26.73		5.93	
8 タ	460			33 ツ	3	10 テ	285	9 ト	294
		23.33			0.15		14.45		14.91
22 ナ	39	4 ニ	733			37 ネ	1	1 ノ	957
		1.97		37.18			0.05		48.54
2 ハ	945	19 ヒ	58	25 フ	25	27 ヘ	12	30 ホ	4
		47.93		2.94		1.26		0.60	0.20
35 マ	2	36 ミ	2	26 ム	19	16 メ	78	20 モ	47
		0.10		0.10		0.96		3.95	2.38
				29 ュ	5			28 ョ	12
					0.25				0.60
17 ラ	71	14 リ	108	5 ル	724	21 レ	45		
		3.60		5.47		36.72		2.28	
							3 ヲ	883	
								44.79	
							34 ヌ	3	
								0.15	

### 3 出現頻度がおおきいカタカナ

旧刑法のカタカナで、累積出現比率90%に達する上位15個について、どのような語・形態をしたか、みる。新刑法のひらがなで累積出現比率90%に達するのは23位であり、そこまでの範囲で旧刑法のカタカナと新刑法のひらがなとをならべておく。ひらがな「り」は、新刑法で25位であった。

ノハヲニルシタストテキクリセコ

|| X X X || \

のはにしるをすたとていきがでそなこれさせよくつ

以下、出現順位にしたがって旧刑法のカタカナをとりあげる。

みだしとして、上の一覧の数値をくりかえす。それに、出現頻度の逆数を、「頻度 1 =」として百分率でそえる。本体として、そのカタカナが出現した

語・形態を、百分率とともにしめす。語・形態をまとめる規準は適当である。百分率はそのカタカナのうちでの比率であり、出現頻度が1であるものは、その百分率が「頻度1=」の数値であるので、本体にあらためてはしない。

清濁をわける。ただし、わけないときにはどのようになるかも意識し、たとえば、「ハ」についてするときには、あわせて「バ」についてもする。注記は、両者をまとめてしまう。

語・形態のうちで当該のカタカナをしめすために、下線を適宜ほどこす。

**出現順位 1 ノ** 頻度 957 比率 48.54% 頻度1=0.10%

格助詞ノ97.4 副助詞ノミ 0.2 モノ 2.2 事例以上□

格助詞「の」は、属格・主格が出現頻度で910：23である。この属格のうちには、「特別の」5件など、形容動詞語尾のようなものをふくむ。準体助詞とみなしうるものは、ない。

指示詞「その」「この」は、新刑法ではひらがなであらわされ、かな「の」の17.3%をしめたが、旧刑法では漢字「其」「此」であらわされ、カタカナによる出現はない。

**出現順位 2 ハ** 頻度 940 比率 47.68% 頻度1=0.10%

副助詞ハ31.3

…ニ付テハ 1.4 …トキハ10.6 …場合ニ於テハ・場合ハ 1.4

接続詞又ハ40.9 接続詞若クハ12.0

動詞ハ行四段活用語尾・能ハズ等 2.0 □

**出現順位 3 バ** 頻度 5 比率 0.25% 頻度1=20.00%

…ニ非ザレバ100.0 □

副助詞「は」は、「…場合(に於て)は」までを合算するならば、出現頻度423、比率45.0%である。接続助詞「又は」「若くは」のものもふくめると、カタカナ「ハ」のほとんどをおおう。新刑法は、そこまですべてであったが、旧刑法は、歴史的仮名遣いであって、動詞ハ行四段活用語尾をみせる。

**出現順位 3 ヲ** 頻度 883 比率 44.79% 頻度1=0.11%

格助詞ヲ84.8 …ヲ以テ 9.1 …ヲシテ 1.4 …コトヲ得 4.5 □

いくつかを特にとりだしてみたが、要するにすべて格助詞である。他の助詞を直後ないし直前にともなったものもない。

出現順位 4 ニ 頻度 733 比率 37.18% 頻度 1 = 0.13%

格助詞ニ95.4 形容動詞連用形語尾・不正三等 1.0 …ト共ニ

更ニ 1.0 仮ニ 0.5 現ニ 0.4 特ニ 0.4 既ニ 0.2 私ニ 単ニ

接続詞並ニ 0.2



格助詞は出現頻度700である。用法でおおいものを出現頻度であげる。

…ニ処ス211 …ニ依ル・因ル・由ル61 …ニ付キ・付テ42

…ニ於テ・於ケル39 …ニ閑スル23 …ニ記載シタル…34

出現順位 5 ル 頻度 724 比率 36.72% 頻度 1 = 0.13%

動詞アリ連体形語尾 3.1 形容詞連体形語尾・重カル可クシテ

助動詞完了タリ語尾61.4 助動詞指定タリ語尾 0.2 …ニ於ケル 0.4

助動詞指定ナリ語尾・形容動詞語尾 1.9 助動詞ズ連体形語尾ザル 5.8

動詞四段活用ラ行連体形語尾・係ル等 3.5 同終止形語尾・依ル等 1.9

動詞ス靡き12.7 …ニ閑スル 2.0

動詞下二段活用靡き・超ユル等 2.6 同上二段活用・用フル 0.2

助動詞(ラ)ル靡き・(ラ)ルル 1.1 助動詞シム靡き 0.8

動詞下二段活用ラ行連体形語尾・触ルル等 0.2

助動詞(ラ)ル連体形語尾・(ラ)ルル 1.1 同終止形語尾・作ラル可キ 0.2 □

まとめるならば次のようになり、第1と第2とはさらにまとめてよい。

動詞アリ連体形語尾 から 助動詞ズ連体形語尾 まで

動詞・助動詞ラ行変格型活用連体形語尾 頻度 530 比率73.2%

動詞四段活用ラ行連体形語尾 および 同終止形語尾

動詞四段活用ラ行語尾 頻度 40 比率 5.5%

動詞ス靡き から 助動詞シム靡き まで

動詞・助動詞三段・二段型活用連体形靡き 頻度 142 比率19.6%

動詞下二段活用ラ行連体形語尾 から 助動詞(ラ)ル終止形語尾 まで

動詞・助動詞二段型活用ラ行の活用形語尾 頻度 12 比率 1.6%

新刑法のひらがな「る」が出現順位5、比率31.69%であるのに、旧刑法におけるこのカタカナの地位は匹敵する。しかし、内実はまったくことなる。すなわち、旧刑法の主力は、助動詞完了「たり」連体形「タル」語尾445件であり、それを中心とする動詞・助動詞ラ行変格型活用連体形語尾であるが、新刑

法の主力は、動詞「する」語尾72.1%であり、それを中心とする靡き85.8%である。内実がことなりながら、いずれにおいてもよく出現するという、この仮名の特徴は、おどろくべきものであるとおもわれる。

なお、動詞「用ふ」の活用は、上一段ワ行でなく、上二段ハ行である。

**出現順位 6 シ 頻度 634 比率 32.15%**

動詞ス連用形シ56.7 …ニ対シ・対シテ 2.9 …ニ関シ 1.2

…ナクシテ 0.6 …ズシテ 0.3 …ベクシテ …ントシタル 0.3

…トシテ(資格) 1.1 …ヲシテ 2.0 …ニシテ(であつて) 0.9

動詞四段活用サ行語尾・為シ等20.0

形容詞終止形・重シ等 1.1 助動詞ベシ終止形 0.4 助動詞キ連体形シ 1.1

助動詞シム 9.7 助動詞セシム 0.7 副詞モシ



**出現順位 19 ジ 頻度 59 比率 2.99%**

形容詞同ジ88.1 動詞ス連用形・乗ジ等 11.8



動詞「す」連用形に次の「傷シ」を「しやうし」とよんでふくみ、動詞四段活用サ行連用形語尾に「致シ」を「いたし」とよんでふくむ。

強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処ス死ニ致シタルトキ  
ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス (第240条)

「傷す」は事例がこれのみであり、例えば和語「きず」との複合であるとか、なんらかの四段活用動詞であるとかの可能性も、あるかもしれない。「致す」は、すべて23件、うち21件がここのように「…ヲ死(傷)ニ致シタル…」であり、2件が「破壊ヲ致シタル者」(第127条等)である。「死(傷)に致す」は漢語「致死(傷)」をよみくだしたものであろう。

動詞「す」としたものはすべて複合動詞後項であり、「対し」「関し」もあわせるならば、出現頻度387、比率61.0%である。独立動詞であるとみられるものは、「なくして」から「にして」の頻度35、比率5.5%である。カタカナ「ジ」にかかる動詞「す」は、当然に複合のものであり、頻度7である。カタカナ「シ」「ジ」の合計出現頻度693に対して、動詞「す」清濁の合計で頻度429、比率61.9%である。動詞「す」については後にとりあげる。

助動詞「セシム」は、「財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者」(第236条第2項)等5件、すべて「之ヲ得セシメタル者」である。

**出現順位 7 タ** 頻度 455 比率 23.08% 頻度 1 = 0.21%

助動詞完了タリ連体形タル97.8

助動詞指定タリ 0.8 形容動詞+助動詞無効タラシメ

動詞+助動詞満タザル 1.0

**出現順位 35 ダ** 頻度 5 比率 0.25% 頻度 1 = 20.000%

未ダ80.0 止ダ20.0

助動詞完了「たり」は出現頻度445であり、すべて連体形である。うち442件は体言がつづく連体用法であり、その体言は、出現頻度とともにあげるならば、次のようなものである。

者247 物26 モノ10 コト9 以外4 トキ70 場合13 日4 後4  
体言がつづかない3件は、次のように「に因る」がつづく。

時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中断ス

罰金、科料及ビ没収ノ時効ハ執行行為ヲ為シタルニ因リ之ヲ中断ス

(第34条第1-2項)

なお、動詞は音便形では出現しない。したがって、助動詞完了「たり」がカタカナ「ダ」にかかわることもなく、また、下に出現順位10のところでるように、助詞「て」がカタカナ「デ」にかかわることもない。

犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ変更アリタルトキハ其軽キモノヲ適用ス

(第6条)

**出現順位 8 ス** 頻度 451 比率 22.87% 頻度 1 = 0.221%

動詞ス終止形61.4 スベキ 7.5

動詞ス連体形スル20.1 …ニ関スル 3.3 …ニ対スル

動詞四段活用語尾連体形修飾・為ス等 4.8 同終止形終止・看做ス等 1.1

同ベシ接続・為スベキ等 1.1 同トイヘドモ接続・犯スト雖モ

**出現順位 17 ズ** 頻度 76 比率 3.85% 頻度 1 = 1.315%

動詞ズ終止・論ズ等21.0 論ズ可キ

助動詞ズ77.6

動詞「す」は、「関する」15件・「対する」1件をふくめて、カタカナ「ス」で出現頻度418、「ズ」で17である。

助動詞「ず」は出現頻度59であり、終止40件、「ズト雖モ」2件、「非ズト

雖モ」2件、中止13件、「ズシテ」2件である。ただし、ここに中止としたうちに、終止とも理解されるものが3件ある。新刑法の条文もあわせてかかげる。

併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ没収ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、科料及び没収ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半数ヲ加ヘタルモノニ超ユルコトヲ得ズ

(第51条、該当2件)

併合罪について二個以上の裁判があったときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができない。

(新刑法第51条第1-2項)

罰金ヲ併科シタル場合又ハ罰金ト科料トヲ併科シタル場合ニ於ケル留置ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ科料ヲ併科シタル場合ニ於ケル留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

(第18条第3項)

罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超えることができない。科料を併科した場合における留置の期間は、六十日を超えることができない。

(新刑法第18条第3項)

出現順位 9 ト 頻度 294 比率 14.91% 頻度 1 = 0.340%

トキ42.5 コト27.2 格助詞ト25.5 並立助詞ト 4.7



名詞「とき」「こと」にかたむいている。その「とき」出現頻度126中には漢字表記がなく、「こと」出現頻度80中でも、漢字表記は「人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ権利ヲ妨害シタル」3件（第193条、第223条第1項・第2項）にとどまる。

格助詞としたものは出現頻度75であり、主として後の形態の側からみてわけると、次のようである。

…トス26 …ントス3 …トシテ5

…ト為ス6 …ト婚姻ヲ為ス1 …ト為ル2

…ト称ス3 …ト看做ス5 …ト認ム2 …ト同一ノ3 …ト同質ノ1

…ト雖モ17 …ト共ニ1

カタカナ「ド」は出現していない。

**出現順位10 テ** 頻度 277 比率 14.05% 頻度 1 = 0.361%

接続助詞で88.0 格助詞にて 0.7

接続詞因て10.4 副詞重ねて 副詞代りて

**出現順位34 デ** 頻度 8 比率 0.40% 頻度 1 = 12.500%

動詞下二段活用出ジ連用形75.0 副助詞マデ25.0

接続助詞「て」は出現頻度244であり、単純なもの79件のほかに次をふくむ。

…（形容詞・助動詞「ず」連用形）シテ7

…トシテ7 …ニシテ6 …ヲシテ13

…ヲ以テ81 …ニ於テ36 …ニ付テ15

これらは、「…について」をのぞいては「て」をはぶくことができず、すなわち「て」をふくむ全体で接続助詞ないし格助詞に相当する。しかし、動詞部分に丁寧の助動詞「ます」を接続させることができるので、動詞部分がいまだ動詞であり、「て」も接続助詞の色彩をのこしている。

**出現順位11 キ** 頻度 240 比率 12.17% 頻度 1 = 0.416%

トキ52.0 形容詞語尾連体形・ナキ等13.3 助動詞べし連体22.9

動詞四段活用力行語尾連用・付キ等11.6

**出現順位47 ギ** 頻度 1 比率 0.05% 頻度 1 = 100.000%

動詞四段活用ガ行語尾連用形・拒ギ

新刑法のひらがな「き」も出現順位12、比率10.2%であり、仮名の地位は新旧でさしてかわらないといってよいであろう。形容詞連体形語尾「キ」は、新刑法にみられず、旧刑法を特徴づけるものでありそうである。出現頻度32、そのうちの9件が準体用法であって、9件すべてが「重き」である。

罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラザル者ハ其重キニ従テ処断スルコトヲ得ズ  
(第38条第2項)

形容詞型活用助動詞「べし」の連体形語尾「き」は、新刑法にも見られる。

四段活用動詞連用形語尾は、出現頻度28であり、「其任務ニ背キタル行為ヲ」(第247条)をのぞいて、27件は「…ニ付キ」である。

猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ナキトキ (第26条第1号。第2号以下にも同様の例がある)  
接続助詞「て」をともなったものは15件あるが、「…ニ付テ」となって、送り仮名「キ」をみせない。

**出現順位12 ク** 頻度 129 比率 6.54% 頻度 1 = 0.775%

接続詞若クハ87.5 形容詞語尾連用形・ナク 6.9 助動詞ベシ連用形 1.5  
動詞四段活用力行語尾連体形・除ク 2.3  
動詞二段活用力行語尾連体形・受クル等 1.5  
カタカナ「グ」は出現していない。

接続助詞「若くは」は出現頻度113である。新刑法では、ひらがな「く」は出現順位22、頻度138、比率6.25%であり、「若しくは」のものとして出現頻度130、「く」のうちの94.2%であった。仮名全体としても「若(し)くは」のものとしても、出現頻度・比率とも旧刑法・新刑法でさしてことならないが、仮名の出現順位にひらきがあるのは、他の仮名のありかたのゆえである。

**出現順位13 リ** 頻度 108 比率 5.47% 頻度 1 = 0.925%

動詞四段活用連用形ラ行語尾中止・終リ等10.1  
…ニ因リ・依リ・由リ46.2 …ニ限り 2.7 …ニ当リ 2.7  
動詞四段活用連用形ラ行語尾助動詞助詞接続・作リタル等10.1  
動詞アリ連用形語尾助動詞接続・アリタル等12.0  
助動詞ズ連用形カリ活用語尾 3.7 助動詞タリ連用形語尾  
格助詞ヨリ11.1

新刑法では、ひらがな「り」は、出現順位25であり、詳細な記述の範囲の外にあった。旧刑法との対比のために、ここに新刑法のものをしてす。

**出現順位25 り** 頻度 99 比率 4.48% 頻度 1 = 1.01%

動詞五段活用連用形ラ行語尾中止・終わり等 6.0  
…により58.5 …に限り 4.0 …に当たり 3.0  
動詞五段活用連用形ラ行語尾複合前項・取り消す・知り得た等16.1  
名詞この限りでない11.1 名詞残り

旧刑法は音便をみせず、また格助詞「より」をもちいる、といったことで、この仮名の旧刑法・新刑法にへだたりがでている。ただし、「…により（因・

依・由)」の出現頻度は旧刑法50、新刑法58であり、新刑法におおい。

**出現順位14 セ** 頻度 103 比率 5.22% 頻度 1 = 0.92%

動詞ス未然形・処セ等94.1

動詞下二段活用連用形サ行語尾・其刑ヲ併セテ

助動詞セシム・之ヲ得セシメタル者 4.8

**出現順位30 ゼ** 頻度 14 比率 0.71% 頻度 1 = 7.14%

動詞ス未然形連濁・生ゼ等100.0

動詞「す」は、カタカナ「セ」で出現頻度97であり、独立しているものは1件、「条約ニ依リ日本国外ニ於テ犯シタルトキト雖モ罰ス可キモノトセラレタルモノヲ」(第4条ノ2)である。

**出現順位15 コ** 頻度 80 比率 4.05% 頻度 1 = 1.25%

コト100.0

カタカナ「ゴ」は出現していない。

#### 4 動詞「す」について

動詞「す」について、複合語後項で連濁をおこした「ず」をふくめて、ここにまとめる。数値はすべて出現頻度であり、( ) 内は内訳概略である。

未然形

独立動詞	<u>セラル</u> 1			
複合後項	<u>セラル</u> 37	<u>セシム</u> 30	<u>セズ</u> 28	<u>セントス</u> 1
(前項「処」)	20			)
(「罰」)			11	)
(他 1字漢語)	4	2	2	1)
( 2字漢語)	13	28	15	)
		<u>ゼシム</u> 12	<u>ゼズ</u> 2	
(前項「生」)		11	1	)
(他 1字漢語)		1	1	)

連用形

複合後項	中止・ <u>シ</u> 138	<u>シテ</u> 29	<u>シタル</u> 220	
(前項「対」)	18	1		)
(「関」)	8			)
(他 1字漢語)	7	3	6)	
( 2字漢語)	104	24	214)	
(「附和隨行」)	1			)

(和語「与(くみ)」				1		)
中止・ジ 2		ジテ 4		ジタル 1		
( 1字漢語	2		4		1)	
終止形・連体形						
独立動詞 終止…トス 17			連体…トスル 1			
複合後項 終止ス 260		スペキ 34	連体スル 106			
(前項「処」 181			7		1)	
( 「罰」 21			1		2)	
(他 1字漢語 4			4		31)	
( 2字漢語 54			22		72)	
終止ズ 16		ズベキ 1				
(前項「論」 10			1		)	
(他 1字漢語 6					)	

#### \* 旧刑法・新刑法の対比

旧刑法のカタカナの特徴を以上にしるした。新刑法のひらがなどの対比は、時にしてしるしたもの、本来、仮名の背後の語彙・文法の要素をとらうべきである。それは、しかし、別稿にゆずり、いまは参考文献を紹介するにとどめたい。

新刑法と旧刑法との条文ないし用語の対比は、改正直後に、法律学界でおこなわれている。次が簡明なものである。それぞれ、言語学的にも有用な整理を、本体である論考にも、付編である資料にも、しるしていく、そのうちの資料の一部の標題を「 」内にぬきだす。

井上 宏・三浦 透 (1996) 知っておきたい改正刑法。

大蔵省印刷局 知っておきたい法律シリーズ 2。

「変更語句等一覧表」

「常用漢字表外の漢字の新旧使用状況」

「刑法の一部を改正する法律新旧対照条文」

日高 義博 (1995) 平成7年改正刑法 その意義と今後の課題。

自由国民社 JK Booklet 1。

「平成7年改正刑法条文／『口語刑法』現行版口語訳条文／  
改正前刑法原条文対照表」

松尾 浩也 (1995) 刑法の平易化。有斐閣 ジュリストブックス。

「刑法に使用されていた『常用漢字表』にない漢字とその処理一覧」

「刑法に使用されていた難解な語句とその処理一覧」

**付載** 高頻度の漢字を一覧する。出現比率は、カタカナをふくむ全体に対する千分率であり、累積比率は、漢字のみについての百分率である。

出現比率がおおきい漢字

累積比率%	公	84	4.26	45.9	受	41	2.07	61.8	間	至	証	致	変
出現比率%	他	84	4.26	46.6	料	41	2.07	62.1	23	1.16	73.9		
頻度	物	74	3.75	47.3	載	40	2.02	62.4	加	章	生	文	
以	得	72	3.65	47.9	場	40	2.02	62.8	22	1.11	74.6		
又	禁	71	3.60	48.4	於	39	1.97	63.1	供	權	在	従	出
者	同	69	3.50	49.0	輕	38	1.92	63.4	職	図	対	内	判
処	的	67	3.39	49.6	減	38	1.92	63.7	被	没			
十	円	64	3.24	50.1	員	37	1.87	64.0	21	1.06	76.7		
下	因	62	3.14	50.6	所	37	1.87	64.4	水	分	猶	例	
二	記	62	3.14	51.2	外	36	1.82	64.7	20	1.01	77.4		
年	万	62	3.14	51.7	国	36	1.82	65.0	産	併			
第	用	62	3.14	52.2				(以下略記)	19	0.96	77.7		
罪	錆	60	3.04	52.7	四	取	書		暴	18	0.91	77.9	
条	可	58	2.94	53.2				35 1.77 65.8	画	共	此	失	置
懲	造	58	2.94	53.7	傷	34	1.72	66.1	錄	雖			
役	付	58	2.94	54.1	九	七			17	0.86	78.9		
其	合	53	2.68	54.6				33 1.67 66.7	拐	係	己	告	情
行	六	52	2.63	55.0	収	重	除	不	中	入	迫		
人	害	51	2.58	55.4				32 1.62 67.7	16	0.81	79.9		
為	目	51	2.58	55.9	遂	利			印	虚	作	磁	乃
上	偽	49	2.48	56.3				31 1.57 68.3	要				
罰	使	48	2.43	56.7	財	電	無		15	0.76	80.7		
百	亦	47	2.38	57.1				30 1.52 69.0	確	規	脅	券	限
刑	有	47	2.38	57.5	自	名			車	署	女	知	能
若	科	46	2.33	57.9				29 1.47 69.5	壳	幣	方		
之	及	45	2.28	58.2	但	28	1.42	69.7	14	0.71	82.2		
三	死	45	2.28	58.6	拘	免	予		額	義	業	護	左
前	定	43	2.18	59.0				27 1.36 70.4	算	状	身	訴	長
務	法	43	2.18	59.3	依	壊	言	実	適	保	与	令	
一	本	43	2.18	59.7	八	留			13	0.65	83.7		
五	事	42	2.13	60.0				26 1.31 71.9	仮	過	強	険	御
犯	日	42	2.13	60.4	裁	正			効	号	獄	蠻	親
金	未	42	2.13	60.7				25 1.26 72.3	当	備	婦	妨	論
期	月	41	2.07	61.1	関	損	断		12	0.60	85.2		
項	執	41	2.07	61.4				24 1.21 72.9					